様式第1号の2

□住宅貸付

□災害貸付(新・再)

貸付申込書

申込金額	金				0	万円	団信生命保険※1	加入する ・ 加入しない 債務返済支援 □適用する
償還方法	毎月償還 ・ 賞与償還併用							
申込理由								

申込人	組合員等記号―番号	―	資格取得年月日	年 月 日		
	フリガナ		組合員期間	年 月	再任用 現職派遣	
	氏名					
	給料月額	円	貸付申込月の正規勤務時間※2	時間	貸付申込月の休業予定(申請)時間※2	時間

山口県市町村職員共済組合貸付規程に基づき貸付けを受けたく申し込みます。

年 月 日

申込人氏名 (実印)

山口県市町村職員共済組合貸付規程第8条第5項の規定に基づき、上記の記載事項及び関係書類を確認した結果、上記申込みは事実に相違なく、適正なものであることを認めます。

年 月 日

山口県市町村職員共済組合理事長 様

所属所長

共済組合使用欄	承認			償還額		
	貸付金額	万円		限度額 万円 償還回数 回 毎月償還額 円 賞与償還額 円 割合給料 %年収 %		
	決定日	年 月 日				
	貸付日	年 月 日				
	貸付番号	第 号				
	送金額	¥		団信生命 円	共済組合受付印	
				債務返済支援 円		
	上記のとおり決定してよろしいか。					
	事務局長	次長	課長			

※1. 団信生命保険に加入する方は、当該保険の加入申込書を併せて提出してください。

※2. 「貸付申込月の正規勤務時間」及び「貸付申込月の休業予定(申請)時間」は、育児短時間勤務、育児部分休業、修学部分休業、高齢者部分休業その他病気休暇等により、条例の規定に基づき給料の一部が減額されている場合に記入してください。

申込事由（□にチェック）		記入欄
□ 新築		①④
□ 増築		②④
□ 改築		③④
□ 修理		③④
購入	□ 住宅	①
購入	□ 住宅・敷地（マンション）	①⑤（⑥）
購入	□ 敷地	⑤
□ 宅地造成		④⑤

①	（構造）　造　葺　階建 （床面積）　㎡
②	増築面積　㎡（既存部分との合計　㎡）
③	工事面積　㎡（既存部分との合計　㎡）
④	工事内容の詳細
⑤	敷地面積　㎡
⑥	マンション専有面積　㎡ （　階建の　階）

（以下はすべて記入）

申込物件の所在地	〒	□ 現住所と同一 □ 完成後に転居

物件の現況				着工予定日（工事を伴う場合）	年　月　日
家屋	所有者名			完成予定日（引渡し可能な状態に至る日）	年　月　日
家屋	申込者との続柄				□ 完成済（現状引渡し）
土地	所有者名			購入又は支払い予定日	年　月　日
土地	申込者との続柄				
土地	地目	現況	工事又は購入完了時		

完了後の予定

居住予定者氏名	続柄	不動産の登記予定		所有者氏名	持分
貸付申込者	本人	家屋	□不動産の面積等の登記を行う □所有者の登記を右のとおり行う □不動産の面積及び所有者等の変更がないため、登記を行わない		
		土地	□所有者の登記を右のとおり行う □所有者等の変更がないため、登記を行わない		

資　金　計　画			
見積(購入)金額	住宅　　円	敷地　　円	合計　　円

借入人	借入先等	借入金額	償還期間	抵当権設定の有無
本人	共済貸付申込み	円		
		円	年　月	□有　□無
		円	年　月	□有　□無
		円	年　月	□有　□無
		円	年　月	□有　□無
↑連帯債務のときは全員の名前を記入	自己資金	円		
	合計	円		

その他参考

添 付 書 類　所定の様式が提出できない場合は貸付決定できない場合があります。

添付書類＼申込事由	新築	増築	改築修理	購入 住宅	購入 住宅・敷地	購入 敷地	宅地造成	倉庫等構築物
工事見積書（写）	○	○	○				○	○
工事請負契約書（写）	○	○	○				○	○
家屋の平面図（写）	○			○	○			
新旧対照の平面図（写）（既存図面及び新図面）		○	○					○
家屋の配置図（写）	○	○	○	○	○	A		○
売買契約書（写）				○	○	○		
土地測量図（写）					○	○		
住宅建築確約書（細則様式第1号）						○		
家屋の登記簿謄本（写）						A		
着工前の状況の写真		○	○				○	○
当該物件所有者の工事承諾書		B	B				B	B
敷地使用承諾書	B	B						
農地転用許可書（農地の場合）（写）						○		
建築確認申請書（第一面から第五面）又は建築工事届（写）	○	○	新築・増築において建築確認申請の不要な地域の場合 申込物件の所在地について、建築確認申請が不要な地域であることを確認しました。 所属所共済事務担当者署名＿＿＿＿＿＿＿＿					
建築確認申請書に対する確認済証（写）	○	○						
※災害貸付の場合 被災証明書	○	○	○	○	○	○	○	○

A　本人所有の住宅に係る借地購入の場合　　B　申込者以外の者が物件の名義人（共同名義の場合を含める）である場合

住宅貸付・災害貸付・在宅介護対応住宅貸付

お申込み前に必ずお読みください

◆契約後、着工前に貸付けを申込み、貸付決定を受けてから着工してください

1　申込み手続き

申込書等の提出や貸付金の償還等（繰上償還も含む。）は、すべて所属所の共済組合事務担当課（以下、所属所といいます。）を経由して行います。

2　貸付けの流れ　※各所属所での締切は異なります。所属所にご確認ください。

(1) 申込締切／毎月10日共済組合必着（組合員→所属所→共済組合）

貸付申込書等に必要事項を記入して実印を押印し、必要書類を添付のうえ、所属所に提出してください。記載内容を所属所が確認し、共済組合へ送付します。

(2) 貸付決定／毎月20日（共済組合→所属所→組合員）

審査後、承認したものは20日に貸付決定通知書、送金通知書、貸付金個別償還明細表を交付します。

施行（購入）状況報告書、完了届を併せて送付します。

(3) 貸付金交付／毎月末日（共済組合→組合員が共済組合に届出ている口座（給付金等振込口座））

施行（購入）状況報告書が10日までに提出された月の末日（休日のときはその前日）に送金します。11日以降に提出されたものは翌月の末日となります。提出の目安は、工事が全体の１/３程度進んだ後（新築であれば上棟後）です。工事内容が確認できる写真を添付してください。

送金口座を変更したいときは、施行（購入）状況報告書提出締切日までに「氏名・住所・給付金等振込口座 変更申告書」（ホームページに掲載）を提出してください。

(4) 完了届提出（組合員→所属所→共済組合）

工事・購入完了後２か月以内に完了届を提出してください。

内容によっては後日追加調査を行う場合があります。

3　申込みにあたっての注意

(1) 貸付日までに支払いが終わるものや他のローンの借換え等は対象となりません。

共済組合貸付金の交付後に新たに支払いを行うものについて貸付けするものとします。

(2) 必要額のみの貸付けとします。貸付枠があっても必要額を超える貸付けはできません。

(3) 組合員本人が居住するための物件（営利目的部分は除く。）のみ対象とします。

また、同時に２つ以上の物件に対しての貸付けはできません。共済組合から別の物件の住宅貸付等を受けている場合、その貸付の未償還金を全額繰上償還した後に新規申込みを行ってください。

(4) 敷地取得を目的とする場合、５年以内に当該敷地に組合員が居住する住宅を建築することが条件となります。また、330㎡を超える部分は貸付けできません。（例・400㎡400万円の宅地を購入しようとするとき、最高330万円までの貸付け）

(5) 償還途中で該当物件に居住しなくなったとき、規程に違反したときなど、貸付金未償還金を全額即時償還しなければならない場合があります。詳細は４　貸付金の償還(6)をご覧ください。

４　貸付金の償還

(1) 貸付利率は変動金利性

利率は退職等年金給付の基準利率に応じて定められます。

区　　分	住宅貸付	災害貸付	在宅介護対応住宅貸付
現行の貸付利率（年利）	１．２６％	０．９３％	１．００％

(2) 「毎月償還」と「毎月・賞与償還併用」の２種類の償還方法があります

償還方法は貸付申込み時に選択してください。後からの変更はできません。

(3) 償還回数は貸付金額・償還方法により決まっています

貸付金額別の償還回数・償還額は「貸付金額別償還額一覧表（平成３０年１月１日改正）」（ホームページに掲載）でご確認ください。

(4) 実際の償還内容は「貸付金個別償還明細表」でご確認ください

決定時に、初回から最終回までの償還予定表（貸付金個別償還明細表）を発行します。

償還途中で貸付利率が変動したときや一部繰上償還をしたときは、それまでの償還予定表は無効となるため、新利率による償還予定表を発行します。

(5) 返済は給与等からの控除（天引き）です

貸付送金月の翌月から開始となります。償還予定表で決められた償還のほか、繰上償還を行って償還期間を短縮できます。繰上償還を希望するときは所属所へお申し出ください。

(6) 全額償還の必要があるとき

・退職（組合員資格喪失）時及び退職金支給時に未償還金が残っているとき

・貸付規程に違反したとき

・償還途中で該当物件に居住しなくなったとき、手放したとき、賃貸用として使用するとき等

被災、離婚、介護等の事由によりやむを得ず居住しなくなる場合（譲渡しようとする場合を含む。）で、理事長が認めたものは全額償還の必要はありません。

５　「だんしん」事業（任意加入）

貸付償還中に借受人に万が一のことがあったとき、債務の弁済を保障する保険です。

とくに高額な貸付けを申込まれる場合は、ぜひ加入をおすすめします。詳細は、「だんしん事業加入手続のご案内」（ホームページに掲載）をご覧ください。

６　貸付けを受けられない場合

・「貸付申込書」の記入内容および添付書類により、適切な申込みではないと審査された場合

・「借入状況等申告書」での申告内容により、給料月額に対する毎月の償還額および年収額に対する年間償還額の割合が３０％を超えている場合

・給料の差押さえを受けている場合

・給料の全部の支給が停止されている場合

・懲戒処分により給料の一部の支給が停止されている場合

・破産法または個人再生法の適用を受けている、受けようとしている場合